

総務常任委員会会議録

令和3年12月13日（月）午前10時～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- (1) 議案第 99 号 小美玉市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する
条例について
- (2) 議案第 106 号 水戸市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する
協定の廃止について
- (3) 議案第 107 号 水戸市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成
に関する連携協約の締結について
- (4) 議案第 100 号 令和 3 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 3 号)
- (5) 議案第 110 号 令和 3 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 5 号)
- (6) 議案第 111 号 財産の処分について
- (7) 議案第 112 号 和解について

5 その他

6 閉 会

出席委員（6名）

1 番 戸 田 見 良 君（副委員長）	5 番 村 田 春 樹 君（委員長）
1 0 番 谷 仲 和 雄 君	1 2 番 岩 本 好 夫 君
1 5 番 大 槻 良 明 君	1 7 番 笹 目 雄 一 君（議長）
1 8 番 市 村 文 男 君	

欠席委員（0名）



付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 穰一 君	副 市 長	岡野 英孝 君
市長公室長	倉田 増夫 君	企画財政部長	金谷 和一 君
総務部長	磯 敏弘 君	市民生活部長	太田 勉 君
会計管理者	織田 俊彦 君	消 防 長	池崎 利久 君
秘書政策課長	倉田 賢吾 君	市民協働課長	貝塚 満典 君
企画調整課長	佐々木 浩 君	財 政 課 長	植田 賢一 君
総務課長	長谷川 正幸君	人 事 課 長	服部 和志 君
市民課長	高橋 宏 君	収 納 課 長	小倉 達郎 君
税 務 課 長	島田 視一 君	環 境 課 長	朝比奈 公俊君
玉里総合支所長	田村 智子 君	会 計 課 長	酒井 美智子君
監査委員事務局長	菅谷 清美 君	消防本部総務課長	井坂 茂樹 君

議会事務局職員出席者

書 記 菅澤 富美江

午前10時 開会

◎開会の宣告

○副委員長（戸田見良君） 改めましておはようございます。皆さまお揃いになりましたので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

最初に、委員長あいさつ。

村田委員長、お願いします。

○委員長（村田春樹君） 皆さん改めましておはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。全国的にコロナ感染の状況が落ち着き、少しずつ日常が戻りつつありますが、一方で、新たに変異ウイルス「オミクロン株」の感染広がりに不安を感じております。そのような中で所管事業が順調に進められているわけですが、引き続き感染予防を徹底して行っていただきたいと思うところがございます。それでは、本日の総務常任委員会は、先の本会議の中で付託されました7議案について、審査をしていただくわけですが、円滑なる委員会運営にご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが私からの挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

続きまして執行部あいさつ。島田市長、お願いします。

○市長（島田穰一君） 改めておはようございます。議員の皆さんには大変お忙しいなか、朝早くから今日は特に寒いということでございます。そういう中で出席いただきまして総務常任委員会付託審議ということで誠にご苦勞様でございます。また、今期30日から17日まで第4回定例会、協力誠にありがとうございます。今日の案件でございますが、7件ございます。慎重なる審査をいただき、結果を出していただければ、たいへんありがたいと思います。また私どももしっかり説明をし、ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。ご苦勞様です。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行については、委員長よろしく申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 議事に入る前に、本日の関係資料につきましては、タブレット端末では、スマートディスカッション内に保存されております。スマートディスカッションを開き、画面右上の更新マークを押して、更新終了後に04常任委員会、総務常任委員会、令和

3年12月13日のフォルダーをお開きください。次に同期をされる方は、更新マークの左側の会議マークを押していただくと会議の画面が出ますので、青色の参加を押してください。本日は、福島議員が傍聴致しますのでよろしくお願いいたします。

それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、12月8日付託された議案審査付託表のとおりです。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

始めに 議案第99号小美玉市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について、議案106号水戸市との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、議案第107号水戸市との間におけるいばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についての計3件は、関連があるため一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） それでは、議案第99号 小美玉市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について及び議案第106号 水戸市との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、並びに議案第107号 水戸市との間におけるいばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についての3件につきましては、関連する議案となりますので、一括してご説明申し上げます。提案理由でございますが、先般の全員協議会でのご案内のとおり、これまで県中央地域9市町村においては、平成28年度から定住自立圏を形成し、医療、福祉、観光、地域公共交通などの分野で連携してまいりました。今後は、より広範な分野で連携が可能となる連携中枢都市圏への移行するため、議案第99号により定住自立圏形成協定の議決に関する条例並びに、議案第106号により茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止し、新たに、議案第107号によりいばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を締結するため、この案を提出するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。連携協約書でいろいろ情報が書いてありますけれども、進め方は先日も伺いましたが、基本的に連携のための集まりに参加する部署というのは政策関係ですので、公室長が多いのかと思うのですが、その交渉のやりとりみたいなことというのはどんなふうにするのか。そういうことをお聞きできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村田春樹君） 倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 戸田議員のご質問にお答えします。今ご指摘のありましたのは、ビジョンの内容になるかと思いますが、このビジョンはまずビジョン懇談会のなかで、こうした取り組みがいいんじゃないかという内容に沿った基本計画が示されております。それにブレイクダウンする形で細かな内容を定めているわけですが、これらについては、先ほどもお話しましたビジョン懇談会のなかで具体的にこうした取り組みをすることによって、基本施策の達成ができるんじゃないかという細かな指示が出てまいります。そのビジョン懇談会からいただいたご指示を各9つの自治体の事務方、それぞれ担当課が集まって実施の方向性に一番沿った進め方、スケジュールそういったものを細かく事務方でもしっかり詰めて、また持ち上げて、ビジョン懇談会で最終的に方針を決める。流れとしてはそういう形になります。以上です。

○委員長（村田春樹君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。調整していくなかで、例えば他の市町村は子育て支援とかで子どもの減り方が少しずつ減っていますけど、大洗とか他の市町村で出生率が低くて、水戸は高くてみたいな格差がでてくるとは思いますけど、そういうなかで例えば小美玉市にとって不利なことがあったときに、小美玉さんそこが弱いから水戸のやり方に沿ってやってくれよみたいなことになってしまうのかとか、子育てや医療とか高齢者の分野、農業の分野でこの間いただいた資料を見ていると、小美玉の減りが大きかった部分があるんですけど、最善のためのいい方向で話がもらえるのか、逆に水戸に合わせてくれみたいなことになっていってしまうのかとか、このビジョンを作っていく中で、多少数字が出てきていと思うんですけど、小美玉を中心とした意見を言わせていただけるのかとかそういうことをもう少しできれば聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（村田春樹君） 倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 戸田議員ご指摘のとおり9つの自治体それぞれに課題や問題は当然違ってきます。人口減少の状況などもほとんどの自治体で必ずしも一致はしておりま

せんので、9つの面として取組みをしていく以上、必ずしも小美玉の言い分がすべて通るわけではありませんが、基本施策に沿った形であれば、ビジョン懇談会のなかで自治体から選出されている民間の委員がいますので、そちらから積極的な発言をさせていただいて、当然事務方での詰めの中なかでも独自の問題などもご理解いただいで最終的な詰めをしていきます。当然発言の機会もありますし、要望もさせていただいております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） おおよそ決定打を打たなくてはならないタイミングというのは、今後どのタイミングでだいたいありそうですか。予想でもいいです。

○委員長（村田春樹君） 倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 現状ではすでにビジョンが示されていて、来月の1月11日から9つの自治体がそろって、そのビジョンのパブリックコメントをにかけていくわけですが、パブリックコメントの中なかでさまざまなご意見をいただいで、いただいでご意見でそのまま計画を修正するということはないのですが、今後毎年ローリングで計画を見直していきますので、そのなかで例えば議員の皆さまからいただいでご意見や執行部の中での問題点はローリングの中では見直しを図っていけると思います。その決定打というのはお答えになっていないかもしれませんが、計画自体はそのような形で毎年進められていくということになります。以上です。

○委員長（村田春樹君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） この前いただいで資料を見ていくと、通勤通学の状況が小美玉市から水戸に向かっていく数が他の市町村よりは少なかったり、農業の販売農家数や経営耕地面積の推移が小美玉が少し弱くなっている部分があったり、その他、休日・夜間の急患センター利用状況も少なかったり、いろいろ見えてくる課題はたくさんあると思います。そういうことを政策的に交通網が弱かったり、農業の連携をするための繋がりというか、そういう部分もできるだけ繋げていっていただいでけるような調整をお願いできればなと思います。心配は付き物ですから少しでも解決できるように、少しでもいい数字になるように政策的に繋げていっていただいでよう要望して質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 99 号、議案第 106 号、議案第 107 号の計 3 件について一括採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 100 号 令和 3 年度小美玉市一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） それでは、議案第 100 号令和 3 年度小美玉市一般会計補正予算（第 3 号）のうち総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。5 ページをお開き願います。第 2 表 債務負担行為補正について総務常任委員会所管が 1 件ございます。追加事項は、定年引上げに伴う例規整備委託料、期間は令和 4 年度まで、限度額は 220 万円でございます。9 ページをお開き願います。総務常任委員会所管の歳入について、財政課で一括してご説明いたします。1 款 市税、3 項 軽自動車税、2 目 種別割で 1,000 万円の補正増でございます。2 款 地方譲与税、4 項 1 目航空機燃料譲与税で 200 万円の補正増でございます。10 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村助成交付金で 1,903 万 2,000 円の補正増、交付額確定による増額でございます。11 款 1 項 1 目 地方特例交付金で、1,049 万 1,000 円の補正増、減収補てん特例交付金の額確定による増額でございます。12 款 1 項 1 目 地方交付税で 6 億 2,439 万 2,000 円の補正増、普通交付税の額確定による増額でございます。15 款 使用料及び手数料、2 項 手数料、3 目 衛生手数料で 22 万 5,000 円の補正増、家電リサイクル製品収集運搬手数料及び粗大ごみ処理手数料の増額でございます。10 ページをお開き願います。16 款 国庫支出金、3 項 委託金、1 目 総務費委託金で、4 万 9,000 円の補正増、自衛官募集委託金の増額でございます。18 款 財産収入、1 項 1 目 財産運用収入で 39 万 3,000 円の補正増、自動販売機設置場所貸付料の増額でございます。18 款 2 項 財産売払収

入、1目 不動産売払収入で1,032万4,000円の補正増でございます。11ページをお開き願います。19款1項 寄附金、2目 総務費寄附金新型コロナウイルス感染症対策に対する指定寄附金で21万4,000円の補正増でございます。20款 繰入金2項1目 基金繰入金のうち財政調整基金繰入金で8億1,673万4,000円の補正減、歳入歳出間調整のため減額するものでございます。ふるさと応援基金繰入金で138万2,000円の補正減、対象事業費の補正計上に伴う減額でございます。22款 諸収入、5項 雑入、1目 滞納処分費で12万8,000円の補正増でございます。5目 雑入のうち不用品売払収入で290万円の補正増、茨城美野里環境組合の不要備品公売による増額でございます。12ページをお開き願います。23款1項 市債6目 臨時財政対策債で2億4,058万4,000円の補正増、借入額確定による増額でございます。歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

始めに一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては人事課より一括して説明させていただきます。33ページをお開き願います。給与費明細書の特別職でございますが、表の下段の比較欄の報酬が16万5,000円の補正減、共済費が8万9,000円の補正増、合計としまして7万6,000円の補正減でございます。補正の理由としましては、産業医と固定資産評価審査委員の報酬減および副市長の標準報酬月額の見直しによるものでございます。34ページをお開き願います。一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が178万3,000円の減、給料が82万8,000円の減、職員手当が481万4,000円の増、共済費が636万6,000円の増、合計としまして856万9,000円の補正増でございます。職員手当の詳細につきましては下の表の内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、会計年度任用職員の減少と育児休業等による報酬、給料の減、感染症対策業務の時間外勤務増等による職員手当の増、市町村共済組合の標準報酬月額の確定による共済費の増でございます。以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。これより各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。職員給与費以外の補正内容について順次ご説明させていただきます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 続きまして、秘書政策課所管についてご説明いたします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、3の秘書事務費につきましては、77

万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。主な内容でございますが、7節 報償費、18節 負担金補助及び交付金につきましては、市長と市民とのランチミーティング事業及び市民の日記念事業について、新型コロナウイルスの影響により、それぞれ中止としたため、減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

その下の5 庶務事務費の委託料を176万円の増額補正をお願いするものでございます。

これは、訴訟事案に対しますその代理人、弁護士に要する費用を計上するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 続きまして、人事課所管についてご説明いたします。

同じく説明欄の8 人事給与管理事務費12節委託料につきましては、時間外勤務事前申請システム改修業務委託料として11万円の補正増でございます。現在タイムカード打刻により行っている職員の出退勤管理を自席パソコンで管理できるようシステムの改修を行うための経費でございます。続きまして、説明欄9 職員厚生費1節 報酬につきましては産業医報酬12万円を減額し、12節 産業医委託料23万5,000円の補正増をお願いするものでございます。産業医の活動を委託業務に切り替え、職員の安全と心身の健康を一体的に対応するものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 貝塚市民協働課長。

○市民協働課長（貝塚満典君） 続きまして、市民協働課の補正予算についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。11行政区運営経費につきましては、8節 旅費6万6,000円ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として視察研修事業が中止と決定されたため減額をお願いするものです。続いて、11節 役務費2万5,000円ですが、保険料の改定に伴い減額をお願いするものです。18節 負担金補助及び交付金60万円ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により事業を中止にしたことにより減額をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 酒井会計課長。

○会計課長（酒井美智子君） 続きまして、会計課所管で同じく14ページ4目 会計管理費の1 会計管理事務費の公金集配業務委託料でございます。今年6月から、小川・玉里両支所への

行員派出が取りやめとなりました。これに伴いまして、公金集配業務を委託するにあたり、入札により契約額が確定しましたので、116万4,000円の減額をお願いするものでございます。会計課からは以上になります。

○委員長（村田春樹君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

その下、5目 財産管理費、2 市庁舎維持管理費の工事請負費を135万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、本庁舎3階の議員控室改修工事に要する費用を計上するものでございます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明させていただきます。同じくそのページ下の6目 企画費、3 総合計画経費につきまして、第2次総合計画後期基本計画策定委託料の入札による契約確定によりまして、145万円の減額補正をお願いするものでございます。説明は以上です。

○玉里総合支所長（田村智子君） 続きまして、玉里総合支所所管でございます。

8目 支所及び出張所費、説明欄3 玉里総合支所管理経費につきましては、6,000円の増額をお願いするものでございます。内容でございますが、消火栓給水バルブが老朽化し修繕が必要となりましたので、10節需用費修繕料を13万8,000円増額し、また、入札執行により額が確定しましたので、12委託料 支所清掃及び設備保守管理委託料を13万2,000円減額するものでございます。説明は、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 貝塚市民協働課長。

○市民協働課長（貝塚満典君） 続いて、市民協働課所管でございます。

15ページをお願いします。10目コミュニティ活動促進費、1 コミュニティ活動活性化事業8節旅費3万3,000円ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として視察研修事業が中止と決定されたため減額をお願いするものであります。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

その下、14目 諸費、2 自衛官募集事務費を、4万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、重点市町村に指定され、さらなる啓蒙活動の推進を図るため、啓発資材等作成にかかる印刷製本費の増額でございます。説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 菅谷監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） 続きまして、監査委員事務局所管についてご説明いたします。16 ページ中段をお願いします。2 項 徴税費、1 目 税務総務費、説明欄 2 固定資産評価審査委員会費につきましては、審査会の未開催及び新型コロナウイルスの影響により研修会欠席のために報酬、旅費、負担金合わせまして 6 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 小倉収納課長。

○収納課長（小倉達郎君） 続きまして、下段の 2 目 賦課徴収費の説明をさせていただきます。賦課徴収費につきましては、12 万 8,000 円の補正減をお願いするものです。理由としましては財源内訳補正でございます。

○委員長（村田春樹君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 宏君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

2 款 総務費、3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費、2 戸籍住民基本台帳事務費につきましては、11 節 役務費のうち手数料について、コンビニでのマイナンバーカードを利用した、証明書交付件数増加により 26 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

2 款 総務費、4 項 選挙管理費、3 目 諸選挙費、3 市長選挙経費を 598 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、小美玉市長の任期満了に伴い行われます、市長選挙の事前準備に要する費用を計上するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 菅谷監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） 続いて監査委員事務局所管についてご説明させていただきます。6 項 監査委員事務費、1 目 監査委員費、説明欄 2 監査事務費でございますが、新型コロナウイルスの影響による各都市監査委員会の事業縮小に伴いまして、負担金で 2 万 6,000 円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、環境課所管の歳出予算についてご説明いたします。

21 ページをご覧ください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、環境衛生事務

費のうち、18 節負担金補助及び交付金についてご説明いたします。天聖寺敷地内の大木が、台風 10 号の強風の影響により倒木し、墓石を破壊したことから、現在、維持管理をお願いしている天聖寺斎場及び共同墓地管理組合が行いました倒木等の処理費に関する費用を負担するため、33 万 4,000 円の増額をお願いするものです。続いて、同じく 21 ページの下段をご覧ください。4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費、ごみ処理対策経費ですが、歳入予算の増額により、財源内訳の補正をお願いするものです。続きまして、茨城美野里環境組合整理事業についてご説明します。まず、10 節 需用費ですが、現在借地により運営しておりますクリーンセンターグラウンドですが、芝刈り機が故障したため、修繕費用として 37 万 5,000 円の増額をお願いするものです。次に 11 節 役務費ですが、クリーンセンターグラウンドの仮設トイレの設置に伴う汲取り費用として、1 万 4 千円、2 棟、2 回分の増額をお願いするものです。次に 12 節委託料ですが、これまで旧茨城美野里環境組合及びみのり荘への誘導案内板として使用していた市のサイン計画の更新等を行うための費用として 87 万円の増額をお願いするものです。続いて 22 ページをご覧ください。同じく 13 節使用料及び賃借料ですが、クリーンセンターグラウンドの利用者用の仮設トイレ 2 棟の借り上げ費用として 8 万円の増額をお願いするものです。次に 17 節備品購入費ですが、クリーンセンターグラウンドの利用者のためのテント及び風よけ用の四方幕並びに貸出備品等の保管用のプレハブ物置購入費用として 48 万 6,000 円の増額をお願いするものです。次に 18 節負担金補助及び交付金ですが、旧茨城美野里環境組合の財産処分の協議では、公用車のバス 2 台と乗用車 1 台は全て売却する予定でした。しかし、茨城町と協議を行った結果、乗用車については、市が公用車として査定価格により買取ることによって協議が整ったため、25 万円の増額をお願いするものです。なお、今回の補正予算は、14 節工事請負費において、今後予定している工事計画の見通しがたったため、不用額を減額し、お願いするものです。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 消防本部井坂総務課長。

○消防本部総務課長（井坂茂樹君） 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明致します。25 ページをお開きください。下段をご覧ください。9 款 1 項 消防費、1 目 常備消防費、3 常備消防総務事務費、8 旅費 10 万円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、全国消防長会総会等が書面開催または中止となったため減額するものでございます。10 需用費、消耗品費 185 万 9,000 円の補正増につきましては、令和 4 年度新規採用職員 7 名分の被服貸与品購入をお願いするものでございます。26 ページをお開きください。8 警防活動経費、17 備品購入費、消防器具等購入経費 168 万 4,000 円の補正増につしまし

ては、令和4年度新規採用職員7名分の防火衣購入に伴いお願いするものでございます。
続きまして、2目 非常備消防費、2消防団員訓練経費、18負担金補助及び交付金201万3,000円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、消防学校の研修及び消防ポンプ操法大会が中止となったため減額するものでございます。続きまして、5自衛消防運営補助事業、18負担金補助及び交付金20万円の補正増につきましては、橋場美区火の見櫓塗装工事に伴い補助金をお願いするものでございます。消防本部につきましては以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 財政課所管歳出についてご説明いたします。31 ページをお開き願います。12款1項 公債費、1目 元金1地方債償還元金で、294万2,000円の補正増、平成23年に借り入れをした臨時財政対策債について10年の利率見直しにより本年度元金償還額が増加となるため増額をお願いするものでございます。32 ページをお開き願います。12款1項2目 利子、1地方債償還利子で、3,990万5,000円の補正減、令和2年度に借入した市債の借入利率が低金利であったことや、繰越事業が生じたことにより令和2年度借入額が見込みより少なくなり、償還金利子に不用額が生じるため減額するものでございます。続きまして、13款 諸支出金につきましては総務常任委員会所管について一括して説明いたします。13款1項 基金費、3目 公共施設整備基金費、1公共施設整備基金費で1,009万5,000円の補正増、歳入における不動産売払収入の補正計上を踏まえ、積立金を増額するものでございます。15目 新型コロナウイルス感染症対策基金費、1新型コロナウイルス感染症対策基金費21万4,000円の補正増、新型コロナウイルス感染症対策に対する指定寄附金を積立てるため増額をお願いするものでございます。説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） おはようございます。よろしくお願いいたします。先ほど説明いただきました中で、まず9ページをお願いします。普通交付税の額で6億2,439万2,000円普通交付税額の確定に伴う増額の中で、この数字、令和2年度と比較してみまして、令和2年度の補正が5億7,351万8,000円ということで、基準財政収入額、基準財政需要額、その差の

ところを国の方から普通交付税という形でおりにてくる中で、この額でだいたい5,000万円くらい増えている。普通交付税、令和2年度当初37億、令和3年度が39億になっています。それで、12ページにとびますが、それとセットになって臨時財政対策債が出てまいります。この臨時財政対策債、今回2億4,058万4,000円、これ令和2年度が936万6,000円で前年度と比べて額が非常に大きくなっています。また、臨財債の令和3年度当初ではだいたい6億8,000万、令和2年度が当初で6億、令和3年度の予算編成は新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ中での、市税収入が令和2年度から令和3年度で約1億5,000万減額のところでやってる。そうした中で臨時財政対策債が前年度と比較しても936万6,000円から2億4,000万というこの差の大きさについてどのように捉えているかをちょっと確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 普通交付税並びに臨時財政対策債の大幅な補正内容でございますが、議員ご指摘のとおりこちらの数字につきましては普通交付税の算定におきまして基準財政需要額から基準財政収入額を差し引かれたいわゆる財源不足の額が交付の基準となっております。こちらの額が例年より10%以上増えている背景がございますが、その背景としましては、まず基準財政需要額、必要な経費ですね、そちらにおきまして高齢者の保健福祉費や公債費、そのほかに地域デジタル社会推進費ということでデジタル化に向けた需要額として今回新たに費目が追加されたことがまず増える要因になりました。需要から差し引かれる収入の方につきましては、やはり議員ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方税等の減収等が全国的に見込まれることから基準財政収入額につきましても本市におきましても3億円からの減収見込みとなっている状況でございます。国の方でも減収見込みを踏まえまして、国ではその分臨時財政対策債、国全体での予算を大きく増やしている背景がございます。そういったことから本市においても今回財源不足が増えているんですがこちら計算される中で臨時財政対策債の振替え額が今回大幅に増えたことにより、臨時財政対策債も2億円からの増額になったということで捉えている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） ありがとうございます。この臨財債は平成12、13年の時限立法でできてからずっと続いている中で、普通交付税で地方にお金をあげたいけれども、国もお金がないから市が肩代わりで借りて返してくれたら100%交付税措置かなと私は理解してお

りますが、交付税措置は100%ですか。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 本来、交付税として交付されるべきものを地方で市債として借金させる形になるんですが、こちらにつきましては100%国で負担するというので、交付税措置は100%と考えていただいて差支えございません。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 臨時財政対策債は市の市債における割合で、令和3年度当初予算の説明書から普通債、合併特例債で149億3,000万という数字が出ていて、普通債の方で190億8,000万、臨時財政対策債が99億8,500万というところで市債のなかの結構なウェイトを占めています。例えば、普通債が住宅ローンだとすると臨財債は消費ローンというカードローンの意味合いで、ただ国から肩代わりで市債を発行してそれを返すと交付税措置という話なんですけど、さっきの説明のところでも31ページをお開きください。31ページのところで地方債償還元金の294万2,000円が臨財債の利率の見直しという説明があったと思いますが、この見直しというのは率が上がったか下がったか、率の見直しは何年かおきにあるかとか、そこらへんの詳細等をご説明をいただければと思います。お願いします。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 31ページの地方債償還元金の関係ということでご説明を申し上げます。臨時財政対策債につきましては、国から借入れの年数などの指定がございまして、20年償還での借入れを行います。その中でも利率を見直すということで10年経過したときに一端利率を見直して、返済金額が再計算される仕組みとなっています。今回平成23年に借入れした臨時財政対策債がその対象となりまして、従来1.2%で借入れをしていたものが0.04%まで利率が引き下げられました。利率の総額としては減りますが、市債の償還の計算上、今まで利率のウェイトが大きかったのが、今年度は逆に元金を多く返すような形を取りました関係で、補正額としては元金が増額となっていますが、総額でみますと元金が増えるということではございません。利率の見直しによって、元金と利子のバランスが今回変更になったということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） ありがとうございます。臨財債については、この枠がきてなかなか借りなくて大丈夫ですというわけにはいかない性質の市債かと理解しています。そうした中で、公債費というのは義務的経費に入っていて、今、予算編成が佳境だと思いますが、義務

的経費が必ず入っていく中で、どうやって政策的経費を作っていくかというところで第4次行革が進められているかと思います。そういう行革の意味をこういう背景で行革を進めている、行革をやっていくのに何を一番やってはいけないのか背景をしっかりと踏まえたうえで、私達議員として市民の方に説明をしたうえで活動していかなければならないなと思った次第でございます。臨時財政対策債の動きが今回気になりましたので、今回質問させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） 13 ページです。庶務事務費の委託料 176 万円とありますが、半年分と1年分とかどのくらいの委託料なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（村田春樹君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） ただ今のご質問にお答えします。訴訟案件につきましては、契約書の中で訴訟行為が終了した場合に支払いが発生しますが、金額的なものは両者の別途協議で決定するとなっておりますので、期間というより事案の完了をもって始めて発生する形のものでございます。説明は以上になります。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

○委員長（村田春樹君） 議案第100号令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○委員長（村田春樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第110号令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 議案第110号令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち総務常任委員会所管について、一括してご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。歳入でございます。18款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入で5,560万円の補正増、議案第111号財産の処分についてにおける旧橘小学校跡地売却に伴う不動産売払収入でございます。20款 繰入金、2項1目 基金繰入金で159万4,000円の補正増、歳入歳出間調整のため財政調整基金繰入金を増額するものでございます。4ページをご覧ください。歳出でございます。13款 諸支出金、1項 基金費、3目 公共施設整備基金費、1公共施設整備基金費で5,560万円の補正増、公共施設整備基金積立金を増額するものでございます。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第110号令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第111号財産の処分についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） それでは議案第111号財産の処分についてご説明いたします。

先般の全員協議会でご説明した内容となりますが再度ご説明させていただきます。提案理由といたしましては、防衛省の移転措置事業のなかの旧橋小学校跡地を処分するため、地方自治法及び市条例の規定により提出するものでございます。次のページの議案第111号の説明資料をご覧ください。内容といたしましては、そちらに記載してございます①から⑥の土地6筆でございます。合計面積が10,725.24平方メートル、売却価格が5,560万円でございます。こちらにつきましては、議案第110号一般会計補正予算の不動産売払収入に計上させていただいております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第111号財産の処分について採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第112号和解についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） それでは議案第112号和解についてご説明いたします。

こちら先般の全員協議会でご説明した内容となりますが再度ご説明させていただきます。提案理由といたしましては、公用車事故の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出するものでございます。次のページの別紙をご覧ください。2番事故の概

要でございますが、令和3年4月22日午前10時10分ごろ、公用車、管理課使用の軽ダンプになります。道路補修業務のため、国道6号から市道美I-18号線（ケヤキ通り）を羽鳥方面に向かう途中、JAみのり産地直売所付近の市道上で、直売所駐車場に右折で入る車両の後方で一時停止していたところ、後方から相手方車両に追突されたもので、前方で右折しようとしていた車両を含めた車3台の玉突き事故でございます。本件は停車中の公用車に追突された事故でありまして相手方が市の損害額を全額負担することで協議が整いましたので、和解を進めるにあたりまして議会の議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第112号 和解について採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次にその他に入ります。

何かございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） 執行部の皆さんから、その他の件で何かあればお願いします。

ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了しました。

それでは、副委員長お願いします。



◎閉会の宣告

○副委員長（戸田見良君） 以上で総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時12分 閉会